

千葉市建築工事特記仕様書（機械設備工事編）（令和8年度版）

I 工事概要

1 工事種目（○印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 工事種目	工 事 種 別					
	千城台西中学校 校舎	千城台西中学校 屋外				
空調（冷暖房）設備	○	○				
換 気 設 備						
排 煙 設 備						
自 動 制 御 設 備						
衛 生 器 具 設 備						
給 水 設 備		○				
排 水 設 備						
給 湯 設 備						
消 火 設 備	○	○				
厨 房 器 具 設 備						
ガ ス 設 備						
排 水 処 理 設 備						
さ く 井 設 備						
撤 去 工 事	○	○				

2 設備概要

本工事は、千葉市立千城台西中学校の外部改修工事に伴う機械設備工事である。

II 工事仕様

1 特記仕様

- （1）項目、特記事項は、番号及び・に□印の付いたものを適用する。
- （2）特記事項に記載の（機標 . . . ）内の表示番号は、機標の該当項目又は当該図表を示す。

項 目	特 記 事 項
	1 機械設備共通事項
1 技能士の適用 （機標 1.5.2）	・配管施工（配管工事） ・建築板金施工（ダクト製作及び取付け） ・冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付） ・熱絶縁施工（保温工事）
2 機材の工場検査	対象機材（・ ・ ・ ）
3 出来高検査	下記機材については製造工場において、出来高検査を実施することが出来るものとする。 （ ）
4 諸手続	官公署その他の関係機関への諸手続き等に要する費用は、受注者の負担とする。 ☐ 騒音規制法、振動規制法及び千葉市環境保全条例に基づく特定施設の設置・変更届について、必要に応じて既存機器の書類作成・提出等は本工事に含む。

5	工事中用仮設物	すべて受注者の負担とする。ただし、構内に作ることが ☐ できる ・ できない																																																										
6	足場・さん橋類	機改標第1編2.2.1によるほか下記による。 ☐ 本工事にて設置とする。 ☐ 別契約の関係受注者が設置する。 ・ 内部仮設足場等 (・ 種 ・ 種) ・ 外部仮設足場等 (・ 種 ・ 種)																																																										
7	埋戻し土・盛土	☐ 根切り土の中の良質土 ・ 山砂の類																																																										
8	撤去材の引渡し	☐ なし ・ あり (・ 金属 (・ 機器 ・ ダクト ・ 配管 ・ その他の金属))																																																										
9	容量等の表示	☐ 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 ☐ 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。																																																										
10	総合調整	☐ 本工事 (測定項目、箇所等は監督職員の指示による) ・ 別途 ・ 風量調整 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ☐ 水量調整 ・ 騒音の測定 ・ 室内外空気の測定 (・ 湿度 ・ 温度) ・ 初期運転状態の記録 ☐ 飲料水の水質の測定																																																										
11	非破壊検査等	非破壊検査等による埋設物の調査を行う。範囲は監督職員の指示による。 なお、検査費は (・ 本工事 ・ 別途) とする。																																																										
12	鋼板製煙道	ばい煙濃度計の取付座、ばいじん量測定口 (直径 80mm 以上) 伸縮継手及び掃除口の位置は図示による。																																																										
13	吊り及び支持金物	屋外若しくは多湿部に使用するものはステンレス鋼製 (SUS304) または溶融亜鉛めっき (2 種 35) 処理を施したものとする。 (・ 槽内 ・) に使用するものはステンレス鋼製 (SUS304) とする。																																																										
14	耐震措置	設備機器及び配管・ダクト等の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修) により行う。 下記に示す重要機器かつ 1kN を超える設備機器については、その固定方法の根拠となる強度計算書を提出すること。 ただし、設計用地震力 (水平及び鉛直) は次の設計用水平震度 K_H 及び、設計用鉛直震度 $K_V = (1/2) K_H$ を用いて計算する。設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。 【設計用水平地震度】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">☐ 特定の施設</th> <th colspan="2">・ 一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階、 屋上及び 塔屋</td> <td>機器</td> <td>2. 0</td> <td>1. 5</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2. 0</td> <td>2. 0</td> <td>2. 0</td> <td>1. 5</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>2. 0</td> <td>1. 5</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td> <td>機器</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> <td>1. 0</td> <td>0. 6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1. 5</td> <td>1. 5</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> <td>1. 0</td> <td>0. 6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地下階 一階</td> <td>機器</td> <td>1. 0</td> <td>0. 6</td> <td>0. 6</td> <td>0. 4</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1. 0</td> <td>1. 0</td> <td>1. 0</td> <td>0. 6</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> <td>1. 0</td> <td>0. 6</td> </tr> </tbody> </table> (注) 1 上層階とは 2 ～ 6 階建以下の場合是最上階、7 ～ 9 階建の場合は上層 2 階、10 ～	設置場所	機器種別	☐ 特定の施設		・ 一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、 屋上及び 塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	地下階 一階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
設置場所	機器種別	☐ 特定の施設			・ 一般の施設																																																							
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																							
上層階、 屋上及び 塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																							
	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5																																																							
	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																							
中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																							
	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0																																																							
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																							
地下階 一階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4																																																							
	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6																																																							
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																							

12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
(平屋建の場合はなし)
(注)2 水槽類には、オイルタンク等を含む。
(注)3 機器の固定について、下記にはあと施工アンカーを使用することができる。
(☐給水ポンプ)
あと施工アンカーを使用する場合は、監督職員に次の書類を提出する。
あと施工アンカーを施工する作業者の資格者証の写し
(資格者証は一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会が発行したもの、
若しくはそれに準ずるもの)
作業段階確認写真
重要機器、重要水槽とは下記に示すものをいう。
重要機器
☐給水装置 ・ 排水装置 ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器 ・ 防災設備
☐消火設備 ・ 監視制御設備 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備
・ 避難経路上に設置する機器
重要水槽
・ 受水槽 ・ 消火用充水タンク

15 配管
地中埋設配管(排水管を除く)
☐地中埋設標 ☐要(図示の場所) ・ 不要
☐地中表示用テープ(アルミ箔付、2倍折) ☐要 ・ 不要
溶接部の非破壊検査 ・ 要()

16 屋上配管架台
ゴムパッド敷きの上設置とする。
転倒等の恐れがなく、配管からの取り外しが容易で移動可能な構造とする。

17 保温
機標第2編によるほか下記による。
・ 屋外露出部(・ ・ ・ 弁類含む)は防凍保温を行う。その仕様は機標第2編3.1.4及び3.1.5とする。
厚さは配管の呼び径25以下のものは50mm、呼び径32以上のものは40mmとする。
・ 共同溝、床下ピットの保温は(機標第2編 暗渠内)の施工箇所を適用する。
ただし、塩ビライニング鋼管(VD)にて施工する場合は、保温を行わない。
・ 多湿箇所は下記の場所とする。(天井内共多湿箇所とする。)
(・ 浴室(ユニットは除く) ・ 脱衣室 ・)
・ 冷水、冷温水、給水及び給湯用の屋内露出配管で、保温を行う呼び径65A以上の弁類は配管の保温仕様と同様とする。ただし、ストレーナの保温は標準仕様書のとおりとする。
【ダクトの保温の外装】

屋内露出	倉庫・書庫	・アルミガラスクロス	
	各階機械室	・アルミガラスクロス	
	主機械室	・アルミガラスクロス	
	居室・廊下など	・カラー亜鉛鉄板	・ステンレス鋼板
屋外露出・多湿箇所()		・カラー亜鉛鉄板	・ステンレス鋼板
		・溶融アルミニウム亜鉛鉄板	

【配管の保温の外装】

屋内露出	倉庫・書庫	・アルミガラスクロス	・化粧原紙	・合成樹脂製カバー
	各階機械室	・アルミガラスクロス	・化粧原紙	・合成樹脂製カバー
	主機械室	・アルミガラスクロス	・化粧原紙	・合成樹脂製カバー
	居室・廊下など	・合成樹脂製カバー	・鋼板製ダクト	
()		・		
屋外露出・多湿箇所()		・カラー亜鉛鉄板	・ステンレス鋼板	
		☐ 溶融アルミニウム亜鉛鉄板	・鋼板製ダクト	

【冷媒管の保温の外装】

特記仕様書3

	屋 内 露 出	・合成樹脂製カバー ・保温化粧ケース ・鋼板製ダクト																																												
	屋 外 露 出	・ステンレス鋼板 ・保温化粧ケース ・溶融アルミニウム亜鉛鉄板 ・鋼板製ダクト																																												
	下記に指定する配管・ダクトは機標第 2 編 3. 2. 1 による塗装を行う。																																													
	18 塗装	屋 内 露 出	倉 庫 ・ 書 庫	・ダクト	・金属電線管	・																																								
			各 階 機 械 室	・ダクト	・消火管	・金属電線管	・																																							
			主 機 械 室	・ダクト	・消火管	・金属電線管	・																																							
			居室・廊下など	・ダクト	・消火管	・金属電線管	・																																							
			()	・																																										
	屋外露出・多湿箇所		・通気管			・																																								
	19 電線	電線及びケーブルの規格は機標第 4 編 1. 5. 1 表 4. 1. 11 による。																																												
20 はつり	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 壁ははつりに関しては、(・配筋探査 ・レントゲン撮影) を行う。																																													
2 空気調和（冷暖房）設備																																														
1 設計温湿度	<table><tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2" rowspan="2">外 気</td><td colspan="6">屋 内</td></tr><tr><td colspan="2">一般系統</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>温度 (DB)</td><td>湿度 (RH)</td><td>温度 (B)</td><td>湿度 (RH)</td><td>温度 (DB)</td><td>湿度 (RH)</td><td>温度 (DB)</td><td>湿度 (RH)</td></tr><tr><td>夏季</td><td>34. 8℃</td><td>58. 0%</td><td>26. 0℃</td><td>50. 0%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>冬季</td><td>2. 2℃</td><td>41. 7%</td><td>22. 0℃</td><td>40. 0%</td><td>℃</td><td>%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></table>						外 気		屋 内						一般系統						温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (B)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏季	34. 8℃	58. 0%	26. 0℃	50. 0%	℃	%	℃	%	冬季	2. 2℃	41. 7%	22. 0℃	40. 0%	℃	%	℃	%
	外 気		屋 内																																											
			一般系統																																											
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (B)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																						
夏季	34. 8℃	58. 0%	26. 0℃	50. 0%	℃	%	℃	%																																						
冬季	2. 2℃	41. 7%	22. 0℃	40. 0%	℃	%	℃	%																																						
2 ダクト	・低圧ダクト（・コーナーボルト工法（・共板フランジ ・スライドオンフランジ） ・アングルフランジ工法 ・スパイラルダクト）とする。 ・高圧ダクト（適用範囲は図示による。）（・ ）とする。																																													
3 チャンバー	1 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外寸法を示す。 2 空気調和機、温風暖房機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼りし たチャンバーには点検口を設け、大きさは図示による。 3 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。																																													
4 ダンパー	1 防煙ダンパー 操作方式 瞬時通電式又は電動式 (DC24V、0. 7A 以下) 復帰方式 （・遠隔 ・ ） 定格入力は DC24V、0. 7A 以下とする。 2 ピストンダンパー 復帰方式 （・遠隔 ・ ）																																													
5 ベントキャップ	1 型式 （・平型 ・丸形（深型フード）） 2 防火ダンパー （・有 ・無） 3 付属品 （・防虫網（給気） ・防鳥網（排気） ・ガラリ（排気））																																													
6 配管材料	1 冷温水管 ・ 2 冷却水管 ・ 3 油管 ・ 4 蒸気管 給気管 ・ 還管 ・ 5 膨張管、空気抜き管、ドレン管及び膨張タンクよりボイラ等への給水管は、配管用炭素鋼鋼管(白)と する。 6 結露水管 ・配管用炭素鋼鋼管 ・硬質塩化ビニル管 (VP) ・耐火二層管 ・耐候性硬質ポリ塩化ビニル管 ・空調用結露防止層付硬質塩化ビニル管																																													

	ただし、空調用結露防止層付硬質塩化ビニル管は下記の場所では使用しないこと。 ・外気が流入する箇所 ・高温多湿箇所 ・多量の結露水が流れる箇所 なお、保温化粧カバー内に結露水管を入れる場合は、断熱ホースを使用してもよい。 7 補給水管
7 弁類	JIS 又は JV (・5K ・10K (図示部分)) 鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。 ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
8 油面制御装置	制御盤には (・給油ポンプ制御 ・満油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・返油ポンプ制御 ・減油警報) の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配線配管は製造者の標準仕様とする。
9 保温及び消音内張り	機標第 2 編 3.1.4 による。ただし、下記については本仕様による。 還りダクトの保温 要 (保温の厚さ 25mm、範囲は図示による) 外気取入れ用ダクトの保温 要 (保温の厚さ 25mm、範囲は外壁から 1m) 排気ダクトの保温 要 (保温の厚さ 25mm、範囲は外壁から 1m) 膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、機標第 2 編 3.1.4 の温水管の項による。 建物内の空気抜き管は、機標第 2 編 3.1.4 の温水管の項による。 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、機標第 2 編 3.1.5 の排水管の項による。 冷媒管の保温は、千葉市都市局建築部建築設備課の設備標準図による。
10 冷媒管管材	・銅管 ・断熱材被覆銅管 (国交省仕様) ・断熱材被覆銅管 (一般仕様)
11 冷媒 (フロン類) の充填及び回収	フロン類の充填及び回収を行った際は、充填証明書及び回収証明書を提出する。
3 換気設備	
1 ダクト	・低圧ダクト (・コーナーボルト工法 (・共板フランジ ・スライドオンフランジ) ・アングルフランジ工法 ・スパイラルダクト) とする。 ・高圧ダクト (適用範囲は図示による。)(・) とする。 ただし、厨房用排気ダクトの板厚については千葉市火災予防条例に準ずる。
2 ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
3 ベントキャップ	1 型式 (・平型 ・丸形 (深型フード)) 2 防火ダンパー (・有 ・無) 3 付属品 (・防虫網 (給気) ・防鳥網 (排気) ・ガラリ (排気))
4 排気ダクトのシール	・厨房系統 ・浴室 (シャワー室、脱衣所含む) 系統
5 チャンバー	空気調和設備の当該項目による。
6 保温	下記のダクトは保温を行う。 全熱交換ユニット用の室外側ダクト (保温の厚さ 25mm) 多湿箇所のダクト (保温の厚さ 50mm) 外気取入れ用ダクト (保温の厚さ 25mm、範囲は外壁から 1m) 冷暖房居室の排気ダクト (保温の厚さ 25mm、範囲は外壁から 1m)

	スパイラルダクトの保温は、グラスウール保温板 32K を使用してもよい。
4 排煙設備	
1 ダクト	・垂鉛鉄板 ・普通鉄板（厚 1.6mm）
2 排煙口手動開放器 （開放及び復帰方法）	・ワイヤー式 ・電気式（遠隔操作 ・要 ・不要）
3 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書（日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
5 自動制御設備	
1 電気計装工事の配線	使用する電線類はエコ（EM）電線とし、規格は機標第 4 編 1.5.1 表 4.1.11 の使用する電線の規格による。（機器・盤類は除く） 屋外、屋内露出の電線は、図面に特記がない限り金属電線管とする。 天井内隠ぺいの配管は、図面に特記がない限りケーブル配線とする。
6 衛生器具設備	
1 小便器用節水装置	・個別感知フラッシュ方式（・埋込 ・露出 ・一体型） 図面に特記がなければ、洗浄水量 4L/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。
2 大便器耐火カバー	・設ける（ピット内は除く） ・設けない
3 衛生器具ユニット	ユニットの配管材料は、別途衛生器具ユニットの仕様表による。
4 大便器洗浄弁	図面に特記がなければ、洋風便器の洗浄水量は 8.5L/回以下とする。 電気開閉式洗浄弁を設置する際は、（・センサー式 ・タッチスイッチ式）とする。
5 衛生器具付属水栓	水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定こま式とする。
6 手洗器	手洗器は止水栓付とする。
7 温水洗浄便座	機標第 5 編 1.1.13 によるほか下記による。 加熱方式：（・貯湯式 ・瞬間式） 付加機能：（・温風乾燥機能 ・擬音装置 ・リモコン ）
7 厨房機器設備	
1 システム	・ドライシステム
2 機器寸法	概略寸法とする
3 燃焼器具の固定	標準図（厨房器具据付け要領）による。

8 給水設備	
1 配管材料	1 上水配管 (1) 一般配管 ・塩ビライニング鋼管（☐VB ・VD ） ・ポリ粉体ライニング鋼管（・PB ・PD ） ・被覆ステンレス鋼鋼管 ・ステンレス鋼鋼管 厨房、浴室等のシンダー内配管は、塩ビライニング鋼管（VD）とする。 (2) 地中埋設配管 ・塩ビライニング鋼管（VD） ・ポリ粉体ライニング鋼管（PD） ・水道配水用ポリエチレン管（PE） ・水道用ポリエチレン二層管（PE）（50A 以下） ・建築設備用ポリエチレン管（PE） ※水道用ポリエチレン二層管は金属管継手接合、水道配水用ポリエチレン管は、電気融着接合とする ※敷地外配水管から量水器までは千葉県企業局または千葉市水道局の認定品とする。 2 雑用水配管 (1) 一般配管 ・塩ビライニング鋼管（・VA ） (2) 地中埋設配管 ・塩ビライニング鋼管（・VD ）
2 水栓	・台所流し用配管の水栓は泡沫式とする。 ・原則として、節水こま式とする。 ・水抜栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。（ただし、屋内は固定こま式とする。）
3 量水器	・親メーター（・貸与品 ） ・子メーター（・買い取り ）
4 量水器柵	水道事業者指定品（・貸与品 ・買い取り）
5 弁類	JIS 又は JV（新鉛溶出基準適合品とする） ・水道直結部分（・10K ・5K） ☐その他部分 （・10K ☐5K） 呼び径 65A 以上の鋳鉄製の弁はライニング弁とする。
6 水栓柱	・合成樹脂製 ・アルミニウム合金製 ・人造石とぎ出し製 ・ステンレス製 ・不凍水栓柱
7 保温	機標第 2 編 3.1.5 による。ただし、下記の部分は本仕様による。 ・鋼板製高置タンクの保温（・要 ・不要） ・鋼板製受水タンクの保温（・要 ・不要）
8 引込納付金等	・要（・本工事 ・別途）
9 排水設備	
1 配管材料	1 屋内汚水排水管 ・排水用塩ビライニング鋼管 ・耐火二層管 ・硬質塩化ビニル管（VP） ・耐候性硬質塩化ビニル管（VP） 2 屋内一般排水管 ・排水用塩ビライニング鋼管 ・耐火二層管 ・硬質塩化ビニル管（VP） ・配管用炭素鋼鋼管 ・耐熱性硬質塩化ビニル管（HTVP） ・耐候性硬質塩化ビニル管（VP） 3 一般排水通気管 ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・耐火二層管 ・硬質塩化ビニル管（VP） ・リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管（RF－VP） ・耐候性硬質塩化ビニル管（VP） 4 屋外排水管 ・硬質塩化ビニル管（VP） ・リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管（RF－VP）

2 洗面器等の排水管 3 放流納付金等 4 ベントキャップ	・遠心力鉄筋コンクリート管 ・耐熱性硬質塩化ビニル管 (HTVP) ・耐候性硬質ポリ塩化ビニル管 5 ポンプアップ配管 ・排水用ノントールエポキシ塗装鋼管 ・耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP) 6 管の接合 ・配管用炭素鋼鋼管 (白) の接合には機標第2編 2.1.2.6による、MD ジョイントを使用してもよい。 洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。ただし器具トラップが32A未満の場合は排水管口径を40Aとする。 台所流し等の床上部分の配管は、ビニル管 (VP) でもよい。ただし、熱湯を利用する流し等の配管については、耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 (HTVP) (範囲は図示) を使用する。 ・要 (・本工事 ・別途) 1 型式 (・平型 ・丸形 (深型フード)) 2 防火ダンパー (・有 ・無) 3 付属品 (・防虫網 ・防鳥網)
10 給湯設備	
1 配管材料 2 弁類 3 保温	給湯管の材料は (・銅管 ・水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・ステンレス管) とする。 (・壁 ・床) 埋設をする場合は、(・保温付被覆鋼管) を使用する。 JIS 又は JV (新鉛浸出基準適合品とする) (・5K ・10K (図示部分)) 湯沸器の給排気筒 (二重管) の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は機標第2編 3.1.5 表 2.3.5 の h・(イ)・Ⅸによる。
11 消火設備	
1 配管材料	1 屋内消火栓用 (1) 一般配管 - 配管用炭素鋼鋼管 (白) ・圧力配管用炭素鋼鋼管 (Sch-40) (2) 地中埋設配管 消火用ポリエチレン外面被覆鋼管 (・SGP-PS ・STPG370PS (Sch-40)) 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 (配管用炭素鋼鋼管 (白) SGP-VS ・STPG370VS (Sch-40)) ・消火用ポリエチレン管 (PE) 2 屋外消火栓用 (1) 一般配管 - 配管用炭素鋼鋼管 (白) ・圧力配管用炭素鋼鋼管 (Sch-40) (2) 地中埋設配管 消火用ポリエチレン外面被覆鋼管 (・SGP-PS ・STPG370PS (Sch-40)) 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 (・SGP-VS ・STPG370VS (Sch-40)) ・消火用ポリエチレン管 (PE) 3 連結送水管用 (1) 一般配管 - 配管用炭素鋼鋼管 (白) ・圧力配管用炭素鋼鋼管 (Sch-40) (2) 地中埋設配管 (外面被覆鋼管)

2 保温	消火用ポリエチレン外面被覆鋼管（・SGP-PS　・STPG370PS（Sch-40） 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（・SGP-VS　・STPG370VS（Sch-40） 4スプリンクラー用 (1)一般配管 ・配管用炭素鋼鋼管（白） ※消火用ポリエチレン管は、電気融着接合とする。 屋外露出配管は保温を行う。
12 排水処理設備	
1 設備方式 2 手続き等 3 測定表	・雨水利用　・排水再利用　・厨房除害　・浄化槽 官公署への手続き又は手続き変更は、受注者が代行処理する。 放流水質の測定表を提出する。
13 ガス設備	
1 ガス種別 2 配管材料 3 充てん容器 4 集合装置 5 転倒防止等 6 メーター 7 漏洩検知装置 8 ガス漏れ警報器 9 引込負担金等 10 業務用自動ガス遮断弁及び制御盤 11 支持間隔	・都市ガス（供給者名 東京ガス 種類 発熱量 MJ/m³） ・液化ガス ・都市ガス ガス事業者の供給規定による。 ・液化ガス (1)屋内　・配管用炭素鋼鋼管（白） (2)屋外露出　・ (3)地中埋設　・ ・別途（・50kg ）× 本 ・バルク ・標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による。 本組。 ・標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）による。 ・親メーター（・貸与品 ） ・子メーター（・買取品 ） ・要　・不要 ・本工事（図示による）　・別途 ・要（・本工事　・別途） ・本工事（図示による）　・別途 ・ガス事業者の仕様による。

14 さく井設備		
1 ケーシング材料	・ 配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ 硬質塩化ビニル管（VP）	
2 ボトム処理	行うこと。	
3 スクリーン	パイプベース丸孔巻線型とする。（ケーシングが硬質塩化ビニル管の場合はその限りではない） 巻線材（・ 亜鉛めっき低炭素鋼 ・ SUS）	
4 スクリーン位置	ポンプストレーナと同一でない位置とする。	
5 揚水試験	・ 予備揚水試験 ・ 段階揚水試験 ・ 連続揚水試験 ・ 水位回復試験 試験の方法は機標第 7 編第 2 章 2. 2. 1 による。	
6 水質検査	・ 水道法全項目 ・ 必須項目	
7 残泥土等の処理	汚泥： ・ 場外搬出適正処理 残土： ・ 場外搬出適正処理 ・ 場内敷均し 清水： ・ 場内水路等に適正処理	
8 掘削方法	・ パーカッション式 ・ ロータリー式 ・ ダウンザホールハンマ式	
9 電気検層	測定方法 ・ 連続測定 ・ スポット測定（深度 1m ごと）	
10 竣工時提出物	提出物は機標第 7 編第 2 章 2. 2. 3 により、提出部数は監督職員の指示による。	
15 撤去工事		
1 支持金物等	ダクト及び配管の支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。	
2 石綿含有調査	・ 定性分析 ・ 定量分析 ・ 分析費用は（・ 本工事 ・ 別途） 分析方法は「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長平成 26 年 3 月 31 日 基安化発 0331 第 3 号）による。	
3 石綿撤去	・ 配管エルボ保温材 ・ 天井材 ・ 配管パッキン ・ 外壁 ・ 関係法令に従い、適切に撤去を行うこと なお、配管エルボ保温材の撤去については下記による。 撤去方法は標準図により、該当部位は図面による。 配管継手部が石綿保温材で覆われており、石綿保温材で覆われていない直線部を切断し、除去する際は下記の措置を行うこと。 作業の届出並びに除去範囲の図面及び作業要領の届出（石綿障害予防規則第 5 条及び同第 4 条） 石綿等の湿潤化（同第 1 3 条）、保護具等の使用（同第 1 4 条）、立入禁止措置（同第 1 5 条） 作業主任者の選任（同第 1 9 条）、作業者への教育（同第 2 7 条）	
4 石綿粉じん濃度の測定	下表による他、関係法令及び関係条例に定める方法により測定する。 除去工事を行う当該建物の敷地境界において、規制のある場合はその規制に従う。	
	測 定 時 期	測 定 場 所
	処 理 作 業 前	処理作業室内 施工区画周辺又は敷地境界
	処 理 作 業 中	処理作業室内 セキュリティゾーン出入口
		測 定 場 所
		・ 2 点 ・ 3 点 ・ 点 4 方向各 1 点
		2 点 1 点

5 冷媒（フロン類）の 回収		除じん装置排出吹出し口 施工区画周辺又は敷地境界	1 点 4 方向各 1 点
	処 理 作 業 後 (隔離シート撤去前)		2 点 4 方向各 1 点
	冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、機改標による。 (1) 冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。 (7) 家庭用エアコン 指定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し (4) 業務用エアコン 第一種フロン類回収業者登録通知書の写し 破壊証明書 フロン回収行程管理票の写し (2) 冷媒回収等の費用は（・本工事 ・別途）		
6 発生材の処理等	特別管理産業廃棄物は（・ ）とする。 再生資源化を図るものは（・ ）とする。 引渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とする。		